

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成25年3月7日(2013.3.7)

【公表番号】特表2012-515794(P2012-515794A)

【公表日】平成24年7月12日(2012.7.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-027

【出願番号】特願2011-548156(P2011-548156)

【国際特許分類】

C 0 7 K	14/585	(2006.01)
A 6 1 K	38/23	(2006.01)
A 6 1 K	38/22	(2006.01)
A 6 1 P	3/04	(2006.01)
A 6 1 P	3/10	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)

【F I】

C 0 7 K	14/585	Z N A
A 6 1 K	37/30	
A 6 1 K	37/24	
A 6 1 P	3/04	
A 6 1 P	3/10	
A 6 1 P	43/00	1 2 1

【手続補正書】

【提出日】平成25年1月21日(2013.1.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

33アミノ酸ペプチドであって、サケまたはウナギ カルシトニンあるいはヒト アミリンではなく、該ペプチドの2-33位を構成する32個のアミノ酸が配列番号1の1-32位を構成する32個のアミノ酸と同一であるペプチド。

【請求項2】

該ペプチドの1位がリジンであり、該ペプチドの27位がアスパラギン酸であり、該ペプチドの28位がバリンであり、該ペプチドの30位がアラニンであり、該ペプチドの31位がアスパラギンであり、該ペプチドの33位がアミド化チロシンである、請求項1記載のペプチド。

【請求項3】

そのアミノ酸配列が配列番号1に対して少なくとも93パーセント同一であるペプチドであって、ウナギまたはサケ カルシトニンあるいはヒト アミリンではなく、2-30位が配列番号1の2-30位と同一であり、26位がアスパラギン酸であり、27位がバリンであり、29位がアラニンであり、30位がアスパラギンであり、1位が正電荷を減少するように修飾されているシステインである、ペプチド。

【請求項4】

32位がアミド化されたプロリンまたはアミド化されたチロシンである、請求項3記載のペプチド。

【請求項5】

1位のシステインがアセチルまたはスクシニルから選択された基で修飾されている、請求項3記載のペプチド。

【請求項6】

配列番号1に示されるアミノ酸配列を有するペプチドであって、(i)残基26がアスパラギンまたはアスパラギン酸のいずれかであってもよく、(ii)残基29がセリンまたはアラニンのいずれかであってもよく、(iii)残基30がアスパラギンであるか、または残基32がチロシンである、ペプチド。

【請求項7】

配列番号14に示されるアミノ酸配列を有するペプチド。

【請求項8】

そのアミノ酸配列が配列番号1に対して少なくとも90パーセント同一であるペプチドであって、ウナギまたはサケカルシトニンあるいはヒトアミリンではなく、2-10位が配列番号1の2-10位と同一であり、12-17位が配列番号1の12-17位と同一であり、19-21位が配列番号1の19-21位と同一であり、23-32位が配列番号1の23-32位と同一であり、1位が正電荷を減少するように保護基で修飾されているシステインであり、26位がアスパラギン酸であり、27位がバリンであり、29位がアラニンであり、30位がアスパラギンであり、32位がアセチル基を有するアミド化されたチロシンである、ペプチド。

【請求項9】

1位のシステインがアセチル基で修飾されている、請求項8記載のペプチド。

【請求項10】

そのアミノ酸配列が配列番号1に対して少なくとも93パーセント同一であるペプチドであって、ウナギまたはサケカルシトニンあるいはヒトアミリンではなく、2-32位が配列番号1の2-32位と同一であり、1位が正電荷を減少するように保護基で修飾されているシステインであり、26位がアスパラギンであり、27位がスレオニンであり、29位がセリンであり、30位がグリシンであり、32位がアミド化されたプロリンである、ペプチド。

【請求項11】

1位のシステインがプロピオニルまたはスクシニルから選択された基で修飾されている、請求項10記載のペプチド。

【請求項12】

請求項1~11のいずれか1項記載のペプチドを含む医薬組成物。

【請求項13】

患者における体重超過状態または肥満を治療または予防するための、治療上有効量の請求項1~11のいずれか1項記載のペプチドまたは請求項12記載の医薬組成物。

【請求項14】

患者における食欲を抑制するための、治療上有効量の請求項1~11のいずれか1項記載のペプチドまたは請求項12記載の医薬組成物。

【請求項15】

患者における糖尿病を治療するための、治療上有効量の請求項1~11のいずれか1項記載のペプチドまたは請求項12記載の医薬組成物。